

議員提出第 7 号議案

府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年11月30日

提出者	府中市議会議員	市	川	一	徳
賛成者	〃	結	城		亮
	〃	西	の	な	お
	〃	渡	辺		美
	〃	杉	村	康	将
	〃	西	村		之
	〃	にしみや		幸	陸
	〃	赤	野	秀	一
					二

(説明)

市議会議員の期末手当について、所要の改正を行うものであります。

## 府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年9月府中市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の232.5」を「100分の222.5」に改める。

第2条 府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の227.5」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。



新

( 期末手当 )

第 5 条 省 略

2 期末手当の額は、それぞれその支給基準日現在において議長、副議長、常任委員会委員長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に 100 分の 222.5 を乗じて得た額に、支給基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1) ~ (3) 省 略

3 省 略

付 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

弁償等に関する条例新旧対照（抜粋）

（\_\_\_\_\_は、改正部分）

旧

---

（期末手当）

第5条 省 略

2 期末手当の額は、それぞれその支給基準日現在において議長、副議長、常任委員会委員長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の232.5を乗じて得た額に、支給基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1)～(3) 省 略

3 省 略

新

( 期 末 手 当 )

第 5 条 省 略

2 期末手当の額は、それぞれその支給基準日現在において議長、副議長、常任委員会委員長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に 100 分の 227.5 を乗じて得た額に、支給基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1) ~ (3) 省 略

3 省 略

付 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

弁償等に関する条例新旧対照（抜粋）

（\_\_\_\_\_は、改正部分）

旧

---

（期末手当）

第5条 省 略

- 2 期末手当の額は、それぞれその支給基準日現在において議長、副議長、常任委員会委員長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の222.5を乗じて得た額に、支給基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1)～(3) 省 略

3 省 略